

尼崎市記念公園ベイコム総合体育館

広告主募集要項 (令和4年度改定版)

尼崎市記念公園ベイコム総合体育館メインアリーナ内に広告を掲示する広告主を募集します。

1 募集施設及び数量等

(1) 募集施設

ベイコム総合体育館メインアリーナ北壁面及び南壁面
(尼崎市西長洲町1丁目4番1号記念公園内)

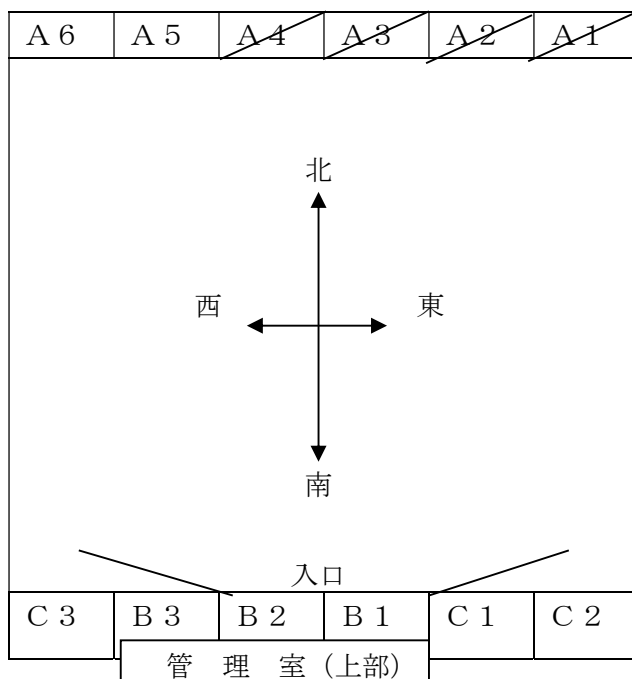
(2) 募集数量

全8面(1面から申込み可能)

(3) 掲示指定箇所

A5～A6 2面

B1～B3及びC1～C3 各3面



2 広告料等

(1) 広告料

掲示箇所とその広告料は、次のとおりです。

広告パネル掲示指定箇所	規格	募集 広告 数量	広告料 (1面)	広告料 (1面)
			月	年
ベイコム総合体育館メインアリーナ 北壁面・東側からA5～A6	5.5× 0.8m	2	3,700円	44,400円
ベイコム総合体育館メインアリーナ 南壁面・管理室真下東側からB1～B3	5.5× 0.75m	3	3,100円	37,200円
ベイコム総合体育館メインアリーナ 南壁面・管理室東隣C1、 南壁面・東端C2、 南壁面・西端C3	5.5× 0.8m	3	3,300円	39,600円

(2) 広告料の支払い

本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに全額納付するものとします。

(3) その他必要経費

広告パネルの作成、掲示及び撤去に要する経費は、広告主の負担とします。

3 掲示期間

月初から月末（月初及び月末がベイコム総合体育館休館日及び年末年始等に当たる場合を除く。）を1単位として1月から12月までの間複数月掲示することができます。

広告パネル掲示期間12月間満了後は、最初の掲示期間12月間を含み最長5年間まで、広告パネルの掲示を継続更新することができます。

継続更新する場合、満了月の3月前の月末までに申し出があれば、優先的に継続更新できます。

また継続更新は最長5年間までですが、5年後の広告パネル掲示期間満了月の1日時点で他に申し込みがない場合は、改めて新規として申し込みいただくことができます。

例①) 掲示期間満了が6月30日の場合

3月31日（満了月の3ヶ月前の月末）までに継続更新の申し出をすれば優先的に掲示を継続できます。

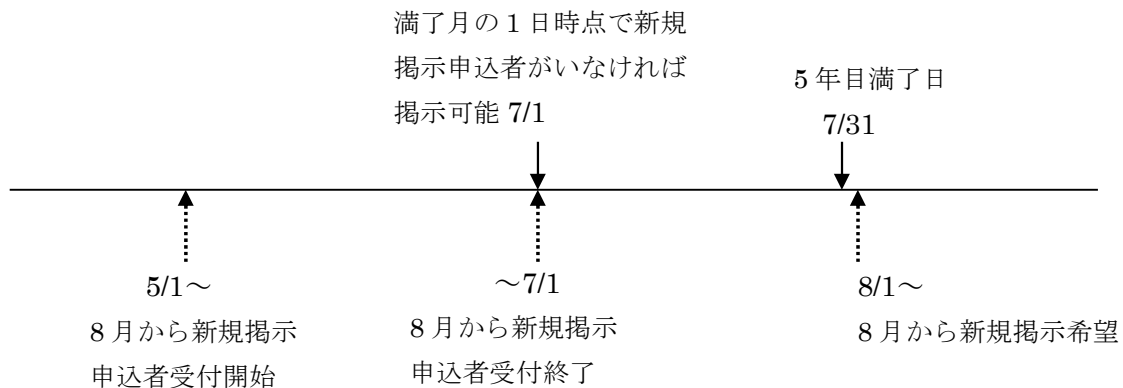
または、7月1日からの新規掲示申請者の受け付けより前に申し出があれば優

先的に掲示継続できます。

例②) 掲示期間5年目で、満了日が7月31日の場合

原則、継続できません。

ただし、7月1日(満了月の1日)時点で新たな申込者がいない場合、改めて新規として掲示申込みできます。



4 広告主の申込資格

- (1) 広告主として広告料の支払能力を有し、責任を持って広告パネル設置管理に努める者として。個人、法人等は問いません。
- (2) 広告パネルの掲示を行う者は、原則として申込書に記載された名義人のみとします。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、申し込みできません。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格に関する規定)に該当する者
 - イ 過去に本市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある者
 - ウ 法人税、消費税、地方消費税、事業所の所在する自治体の市税、水道料金及び下水道料金等を滞納している者
 - エ 暴力団(尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団密接関係者(同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。)
 - オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
 - カ 尼崎市広告掲載基準第4条に該当する者

5 広告パネル掲示条件等

(1) 掲示条件

- ア 広告パネルは、指定した箇所に掲示してください。

イ ベイコム総合体育館で実施する競技やイベント等に支障をきたすような極端に奇抜なデザインの広告や太陽光や照明光による光の乱反射等によって競技及び周囲に支障をきたす仕上げは禁止します。

ウ 広告パネルの作成は、掲示指定箇所の寸法を確認の上行ってください。また、現地で確認していただくこともできますので事前に市担当者にご相談ください。

エ 広告パネルの材質はアルミ合板等軽量で頑丈なものを使用してください。また掲示の際は必ず落下防止対策も行ってください。

(2) 掲示に当たっての遵守事項

ア 掲示条件を遵守してください。

イ 広告料は期日までに確実に納付してください。

ウ 広告パネルを掲示する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできません。

エ 尼崎市広告掲載要綱、尼崎市広告掲載基準を遵守してください。

オ 広告内容については、あらかじめ市に確認の上、必要な書類一式を提出し、承認を受けてください。

広告掲示期間中に広告パネルの内容を変更する場合は、広告掲示変更申込書等変更内容が分かる書類一式を市に提出し、承認を受けてください。

(3) 維持管理責任

ア 広告パネルを掲示するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全を確保し掲示してください。瑕疵等広告主の責により第三者に損害を与えた場合、広告主の責任と負担をもって解決してください。

イ 広告パネルの損傷、広告内容に関する問い合わせに対しては、広告主の責任において対応してください。

(3) 広告パネル掲示承認の取消及び変更

ア 自然災害等不可抗力により広告パネル掲示場所が使用できない場合、改修工事等によりベイコム総合体育館が使用できない場合、公用若しくは公共の用に供するため本市が広告パネル掲示場所を必要とする場合等、広告パネル掲示承認を取り消す又は変更することがあります。

イ 広告主が、正当な理由なくして、指定する期日までに広告料を納付しなかった場合及び広告パネル掲示条件や申込資格を満たしていないことが判明合又は失った場合は、広告パネル掲示承認を取り消します。

ウ 広告パネル掲示条件の違反や広告主の瑕疵等広告主の責により広告パネル掲示承認の取り消し又は変更する場合は、納付済みの広告料は返金しません。

(5) 原状回復

広告主は、広告パネル掲示期間が満了または広告パネル掲示承認が取り消された場合は、本市が指定する期日までに原状回復を行ってください。また、原状回復に要する経費は、広告主が負担してください。

6 申込方法

(1) 申込受付期間

掲示希望月の3月前1日から前月1日まで。

受付時間は午前9時から午後5時30分。

なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は受付を行いませんので、その直前の開庁日を申込開始日及び申込締切日とします

先着順となります。

なお、広告パネル枠に空きがあり、広告パネル掲示希望月までに審査が可能であると市長が判断した場合は、この限りではありません。

例) 5月から掲示を希望する場合

受付期間は2月1日から4月1日です。

申込開始について、2月1日が土曜日の場合は、直前開庁日である1月31日(金曜日)となります。

申込終了について、4月1日が日曜日の場合、直前開庁日である3月30日(金曜日)午後5時30分となります。

(2) 受付場所

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所 都市整備局 土木部 公園維持課(北館6階)

(3) 必要書類

ア 広告パネル掲示(変更)申込書(様式1)

イ 掲示する広告パネルの図面

(仕様・寸法・デザイン等が分かるものであれば様式は問いません)

ウ 添付書類

(ア) 法人の場合、法人概要書(会社概要書、会社案内のパンフレット等)

(イ) 団体の場合、活動内容が分かる資料(会則、活動記録等)

(ウ) 個人の場合、本人が確認できるもののコピー(免許証、パスポート、保険証等)

(4) 申込手続から広告パネル掲示までの流れ

ア 申し込み

必要書類一式(様式1等)を受付場所に直接持参してください。

(郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

イ 審査

本市において、提出された申込書類一式の広告内容、仕様等について尼崎市広告掲載基準、尼崎市広告掲載要綱及び当募集要項等の条件を満たしているかを審査します。

なお、提出された申込書類一式に関して質問させていただく場合があります。

審査結果については、様式2により文書にて通知します。(約2週間後)

ウ 協定書締結

審査の結果、広告パネル掲示について承認された場合、様式3により本市と広告主は、すみやかに広告パネル掲示に関する協定書を締結します。

エ 広告料の支払い

協定書締結後、本市が指定する期日までに広告料を納付してください。

オ 広告パネル掲示

協定書締結後、広告パネルの掲示をしていただけます。

広告パネルの掲示にあたっては、年末年始やベイコム総合体育館休館日、掲示施工日等、事前に本市および記念公園指定管理者に、確認・協議の上実施してください。

7 その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び尼崎契約規則等の関連法令、尼崎市記念公園ベイコム総合体育館広告パネル掲示に関する協定書に定めるところによることとします。

8 問合せ先

尼崎市 都市整備局 土木部 公園維持課
尼崎市東七松町1丁目23番1号（北館6階）
電話 （06）6489-6531

以 上